

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

20歳からの国民年金について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、年金第1号の加入手続きをすることが必要です。（厚生年金保険に加入している人は除きます。）

お手続きは、役場またはお近くの年金事務所で行えます。

また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納めることが必要です。

保険料を納めることが難しいときは、納付猶予制度などがあります。

■国民年金加入手続と、その後の流れ

①「国民年金被保険者関係届書」を提出してください

20歳の誕生日の前月又は当月上旬に日本年金機構からお送りする「国民年金被保険者関係届書」に必要事項を明記し、役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。

また、保険料の納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。

（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、役場またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。）

付加保険料の納付（※）の申し出や、前納等を希

望する場合は、役場またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の年金受給額を増額できる制度。

②「基礎年金番号通知書」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。（障害・遺族年金を受給している人

（していた人）には送られません。）

③「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください。（ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料が掛かります。）

保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。（詳しくは、役場またはお近くの年金事

務所にお問い合わせください。）

■お問い合わせ
ねんきんダイヤル

☎0570-051165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

☎0166-2515606

役場税務住民課

戸籍年金係

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103

運転免許証更新時講習 (1月9日から2月22日まで)

駅前交流プラザ「よろーな」会場

■違反運転者講習(2時間)

1月18日(木)午後7時
2月1日(木)午後2時

■初回更新者講習(2時間)

1月22日(月)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

1月11日(木)午後2時
1月22日(月)午後5時30分
2月1日(木)午後5時30分
2月22日(木)午後2時

■優良運転者講習(30分)

1月11日(木)午後1時
1月18日(木)午後6時
2月1日(木)午後7時
2月22日(木)午後1時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

1月9日(火)午後1時